

【令和2年第5回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和2年10月12日 健康福祉委員長 原 典之

○「議案第107号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 輸出証明書の発行の申請に対する審査手数料の設定根拠について

審査事務に掛かる時間及び人件費を考慮して算出している。

* 適合施設の認定の申請に対する審査手数料の設定根拠について

審査事務に掛かる時間及び人件費を考慮し、また、当該施設への現地調査に掛かる事務量等を加味している。

* 手数料設定における他自治体との比較について

法律上、各自治体において手数料を設定できることとなっているが、県内他の自治体では本市と同額を設定する予定であることを確認している。

* 当該事務を実施しないことの制度上の可否について

当該事務は、法律上「できる」規定となっているため実施しないことも可能ではあるが、全国的にどの自治体においても実施する方向である。

* 手数料の増額及び新設による事業者の負担増について

本条例改正は、輸出証明書の発行に掛かる手数料については300円から870円に増額し、適合施設の認定に掛かる手数料については現地調査を要する場合は2万900円、それ以外の場合は1万400円と新たに設定するものである。しかしながら、輸出証明書の申請件数が年間20件～25件、施設認定が1件と近年の申請件数が少ないこと、また、輸出事業の規模から、事業者負担はさほど大きいものではないと認識している。

* 本条例改正による担当部署及び担当者の負担増について

これまでにも国の通知に基づいて当該手数料に係る事務を行っており、事務内容に変更がなく、事務量にも大きな変化がないことからすると、本条例改正後も担当部署等の事務負担が増えるものとは考えていない。

《意見》

* 当該手数料が発生する手続は、輸出促進が目的であるため、事業者負担が大きくならないように配慮してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第109号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について」

○「議案第119号 財産の無償譲渡について」

○「議案第120号 財産の無償譲渡について」

《一括審査の理由》

いずれも指定管理者制度を導入している特別養護老人ホームの民設化に関する内容であるため、3件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

- * 川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画に基づいて民設化する8施設のうち、今定例会への議案提出に至っていない他の4施設の現状について

4施設はいずれも事業者を公募したものの応募がなかったため、今定例会への議案提出に至っていないものである。特別養護老人ホーム長沢壮寿の里については、8月25日から10月2日に掛けて再公募を行い、一定の応募があったところであり、今後、法人選定委員会において事業者を選定した上で12月議会への議案提出を予定している。特別養護老人ホーム陽だまりの園及び特別養護老人ホームしゅくがわらについては、再公募の必要性等を検討し、早急な対応方法を検討中であるが、法人の意思決定のプロセスを確保する観点から、12月議会への議案提出は困難な状況にある。特別養護老人ホームこだなかについては、現在応募法人の見込みが立っていない厳しい状況ではあるが、引き続き、当該施設の運営を担っていただける法人を確保できるよう調整を進める。

- * 長沢壮寿の里における応募法人数について

応募法人の選定への影響が懸念されるため、公表は差し控えさせていただきたい。

- * 応募のなかった3施設における今後の課題及び見込みについて

応募のない3施設については現在の運営法人と意見交換を行っており、20年間運営を継続しなければならないことや民設化に当たってのスケジュール等が懸念事項であると聞いている。条件を変えずに再公募を行うことの適否を検討した上で早急に対応する方針である。法人の意思決定のための期間を考慮し、3月議会に向けて調整を行う方向で検討している。

- * 民設化後の市の管理監督責任の在り方及び現在との差異について

現在は、指定管理者制度に基づき、運営法人の運営状況、財務状況等を確認しながら指導を行っているが、民設化後においては、介護保険法に基づく指導・監査として実施していくことになる。また、5年更新で土地の貸付けを行う中で、施設のモニタリングや法人へのヒアリングに取り組んでいきたいと考えている。

- * 民設化における事業者の選定状況について

本条例改正議案における4施設は、全て1者選定である。

- * 1者選定における事業の質の担保及び財政力の確保について

公募における応募数が少ない要因として、事業が小規模であるため収益が少ないことが関係していると考えられる。事業の質及び財政面をサポートすることを目的とした市からの支援を具体的に検討していく。

- * 事業者に対する支援内容について

ハード面では施設の修繕について、ソフト面では経営改善についての両面からの支援を検討していきたい。

- * 大規模修繕の取組の進捗状況について

現在、コンサルティング事業者と連携して、施設の収益性の分析、他都市に

おける取組状況の把握、補助制度創設に伴う財政効果の検証等を行っており、今年度内に枠組みを確立できるように取り組んでいく。民設化後に施設の大規模修繕及び建替えを行うに当たっては、法人における資金保有が不可欠となるため、法人に対する一定程度の補助を視野に入れつつ検討を行っている。

* 法人に対する補助スキーム策定のスケジュールについて

今年度内に序内における合意形成を図った上で、関係法人に対し、できるだけ早い時期に具体的な内容を明示できるよう進めていきたいと考えている。

* 補助スキームの検討等を従前から行ってこなかった理由について

平成30年3月に策定された再編整備基本計画に基づいて民設化を行い、その上で将来的な大規模修繕等の検討を進めているという状況にある。公募前に補助について一定の枠組みを事業者に示すことが望ましかったと考えるが、これができなかつたことについては申し訳なく思っている。

* 現在の指定管理者制度における事業者とのコミュニケーション不足について

指定管理者制度では、指定管理期間ごとに事業者が変わる可能性があるため、事業者及び利用者にとって不安な部分があったと考えているが、このような不安を取り除くために民設化という手法を用いることとなった。公募において現行の運営法人からの応募がないという状況もあり、公募手続の透明性、公平性を確保しつつも、現行の運営法人との十分な意見交換を行うべきであったと反省している。この反省を踏まえて、必要な調整を迅速に行っていきたいと考えている。

* 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会における選定委員の意見について

選定委員会委員は、学識経験者や財務の専門家である公認会計士等の5人の外部委員で構成されている。選定委員会では、事業を20年間継続するという条件の確認について、施設の老朽化への対応について、事業実施の定期的なチェックの必要性について等の意見を頂いた。

* 再編整備基本計画の再構築について

再編整備基本計画は平成30年に策定したが、それ以前の検討状況を基に作られているため、策定時には想定できなかつた事態も生じていると認識している。6月定例会終了後、応募のなかつた施設の現行の運営法人と改めて協議を行い、課題の共有を行つた。施設を60年間使用するという考え方の下、民設化後の運営法人の経営を継続するということ、また、他の民設施設もある中で、施設の維持管理について公平性を確保するということが重要であると考えている。こういった視点を踏まえ、再編整備基本計画に新しい意見を取り入れた上で、計画に沿つて進めていきたいと考えている。

* 施設建設時において発行した建設債の償還の状況について

市債については財政局資金課で所管しており、現在、正確な金額についての資料を持ち合わせていないが、民設化による償還及び繰上償還への支障はないことを確認している。

* 最低譲渡価格の算定方法について

最低譲渡価格は、不動産鑑定評価額から建物の建設後の経過年数等を考慮し

た新設相当補助金額を差し引いて算出している。特別養護老人ホーム夢見ヶ崎については、当該算定式に当てはめると1,329万2,000円となるが、介護保険制度上、居住費は建物修繕等の費用を考慮して居住環境に応じた設定をすることができることに鑑みて、最低譲渡価格を0円としている。

《意見》

- * 施設の大規模修繕を長年実施してこなかった経過を踏まえ、3施設について応募がなかったという現状の原因をしっかりと精査し対応することで、結果として利用者にしわ寄せが行かないようにしてほしい。
- * 応募のなかった3施設について、民設化に向けた取組における途中経過を利用者に報告することが誠意ある対応であると考えるため、利用者に対して状況の報告をしっかりと行ってほしい。
- * 無償譲渡と市債の償還の関係性及び計画性につき、関係部局と連携を図った上で考え方等を整理し、今後改めて委員会に報告してほしい。
- * 不動産鑑定評価額及び経過年数にかかわらず、最低譲渡価格が0円となる本議案の算定式には違和感を覚えるため、より適正な価格の算出が可能となるよう、算定方法を検討してほしい。
- * 議案審査に当たっては、4施設それぞれの課題をしっかりと明示した上で、審査に足りるだけの判断材料を示してほしい。
- * 利用者からの要望を当該事業に反映させていくことが市の役割であると考えているが、民設化によりそういった声が届きにくくなり、事業に反映させることが難しくなってしまう。また、民設化後、事業が20年間継続して実施されるという担保もなく、現状では応募のない施設もある中で、事業継続の確実性に危惧を覚えるため、本議案には賛成できない。

《議案第109号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第119号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第120号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第121号 川崎市北部リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 指定管理者の構成員が社会福祉法人化したことによる変更点について

指定管理者の構成員である特定非営利活動法人たま・あさお精神保健福祉をすすめる会が、新たに設立された社会福祉法人SKYかわさきとして事業を開始することに伴い、再度指定する必要が生じたため本議案を提出するに至った。法人からは、社会福祉法人としての責任をしっかりと果たしていくことを第一に考えており、社会福祉法人に移行したことにより直ちに事業を大きく拡大することはないと聞いている。

* 社会福祉法人化に伴う財務状況等の確認状況について

指定管理者の指定に際し、非公募更新ではあるがプロポーザル方式での選定評価委員会を実施している。その中で、財務状況及び事業内容について確認を行っている。

* 指定管理者選定評価委員会における委員の意見について

選定評価委員会においては、社会福祉法人化に伴う事業内容の変更の有無、精神障害者に対する福祉サービスの実施に期待すること等の意見があった。

* 川崎市北部リハビリテーションセンターの指定管理者としての役割について

本指定管理者は、川崎市北部リハビリテーションセンターが有する在宅支援、デイサービス及び地域活動支援の3つの機能のうち、障害者に対する地域活動支援事業を実施しているため、当該分野における役割が期待される。

* 社会福祉法人化による質の向上及び職員の安定的な確保等について

社会福祉法人として事業を開始するのが令和2年1月1日からであるため、現時点で大幅な事業拡大や職員確保を行うとは聞いていないが、社会福祉法人化する動機の1つが当該地域に腰を据えて事業に取り組むことにあると聞いていたため、将来的には事業拡大等を見据えているものと推測している。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第126号 令和2年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第128号 令和2年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第129号 令和2年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第130号 令和2年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「市立井田病院の災害拠点病院への早急な指定を求める意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出